

(十四)

〔相川町

平清水村後藤家〕

添簡令披見候、然は今度畑方村万福院妻吉盛并弟子法光
院妻鹿嶋・同嫁日向、守子「願ニて舟之趣令承知
候、則願之通御浦状式通被下候間、猶本人より可申述候
以上

住心院殿

六月十五日

役所 ㊦

年番 教学院

追記

本資料は佐渡相川町史編纂室が収集した修験の文書である。この資料の翻刻と活字化にあたり、快く許可してください。資料を提供してくださいのは武蔵大学の宮本袈裟雄氏である。そして翻刻にあたっては宮古市史編纂室の岸昌一氏に協力をいただいた。記して謝意としたい。

候処、御入案御祝儀金并積迦嶽出致直院・末院貫立候処、去年中上納も不致候ニ付、当年早速上納可仕旨嚴敷催促有之候得共、相川四ヶ院にて仕込候哉、是を意趣被_レ含_ニ、年番役其院願請候出判ニ差障り、其院越度為取、無_レ抛退役之由、右越度を願立、相川四ヶ院之内にて加印無之願事ハ御取上無之趣右四ヶ院より願込候哉、右之誤合難涉之由、猶又其院退役故、畑方村 万福村（院力）仮役相勤、其院法中に談之上水渡目村大衆院年番相定候ニ付、御奉行所之年番附替ニ被_レ罷出候処、相川四ヶ院加印無之候ては附替不相成段、依之日延願上置候間、ヶ様之振合ニ相成候ては、来年番畑方村万福院ニ相定有之候得共、右同所にて附替も不相成、当惑之由、然共末々相川四ヶ院と懸合出入ニも不取懸、先達て御訴訟被_レ申上候由得其意候、然ル_レ処右書之趣にては日延申にて相川四ヶ院共掛合無之趣ニ相見へ、其院願請ニ出判ニ差障り、越度ニ相成候訳当方にて其訳難相分、且又去年番正善院御祝儀物并出錢貫立上納延引ニ付、其院当年嚴敷催促被_レ申候処、遣込候哉夫を意趣ニ含候様被_レ書取候、当役之義催促を被_レ致候義は御尤ニ存し、乍去夫を意趣ニ含候ては其院ニ越度を為取候哉、慥成証拠有之候哉、尤相川四ヶ院之内にて加印無之願書は決て御取上無之趣四ヶ院より願込候哉、

被_レ書取候文面にては是以弥四ヶ院より相願候て、左様ニ相成候と申決、定も難相成候、自然在方にては御用向不弁にて、間違出来候付、相川之内加印と申儀御奉行所にて御定候事ニ相成候て、其訳御支配之義ニ付容易ニ違背難成大事之事ニ候、乍併是迄年来在方年番壹印にて相済来候義、今更御改にては難涉之段御尤之至ニ候、何分在法中申合御奉行所之精々被_レ相歎候て可然存候、御宗法と違ひ此義其所御支配へ相抱り候義ニ付、容易ニ御取斗難成候間、猶又相川法中えも柔和ニ被_レ相談、御奉行所之被_レ相願候て、是迄之通り相成候様御出情専_ニニ存候、勿論遠境之義其所之振合ニ有之、中々書面_{（面付カ）}而_レにては一円難相分候間、此書有_{（付カ）}は及返脚ニ候、若又相中法中之趣意にて右躰相成候義ニ無相違証拠有之義にて被_レ申立候義にて其段可被_レ申上候、其節は及御沙汰、何れ共御下知可有之義ニ存し、先は為_レ申上答早々如此候 頓首

閏八月廿二日

大福院

延寿院

円龍院

佐渡

金剛院御房

合俗家より縁組之者は神子職相授ケ中間敷候様、相談之上相止申度義ニ付、去々酉年役日常学院会合之砌申談、一同連印可被致之趣申出候共、相定りも無之、去戌とし観行院役中ニも無其義、右ニ付当宗門会合之砌は相談相究連印書付等調度存候、左様相究り不申候ては当山方えたいし猥ニ成行候間、左様相心得可被申候事

一齊文之趣承知可有之候、然共若読経口伝等相授、当年之内ニは注連切致度候輩も有之候ハ、当三月十二日迄ニ本山役所え相届ケ可被申候、会合後至申出候ては難相成候間、右之趣承知可有之候 以上

亥二月

亥年袈裟頭

教学院

判

正善院

判

大福院

判

法教院

判

常学院

判

万宝院

判

宗学院

判

千手院

判

光正院

判

梅本院

判

定光院

判

万法院

判

教学院

判

光相院

判

行徳院

判

妙楽院

判

大楽院

判

仙龍院

判

法光院

判

右見届印形いたし順達之上泊より相納可申候 以上

(十三)

飛札至来、致披閱候、追日秋冷之節弥御堅固之旨珍重ニ存候、然は別紙以書付を被申上候趣致披見候処、是迄年来持之年番一印ニて 御奉行所素諸願相済来候処、当年新規ニ相川四ヶ院之内加印無之候ては御聞濟無之趣ニ相成、惣法中難義之旨、其訳は去年中相川正善院年番相勤

右之通り相觸候条可得意（其欠カ）もの也

中九月

奉行所

一 再入峯

常学院住持

一 三峯度数相勤申候

一 五月出御奉書一通 六月廿八日新穂茂左衛門より受取

一 権大官壹通

万徳院

外ニ御奉書壹通

一 御達書壹通 九月十五日

一 御祝儀金受取壹通

常学院 請取

一 本学院離末ニ付 本寺大衆院書付 壹通

申十一月

(上)

年代不詳

書面ニ申上候、勝藏院跡相流願之儀、万徳院奥印ニて相願候と申義、何レえ願出候儀ニ候哉之旨御尋ニ御座候、此儀右躰願之筋は千手院へ申出、其上ニて願書へ奥印仕

御役所え相願来り候処、当二月頃之由ニて、千手院看坊延命への不申聞、万徳院奥印ヲ以 御役所へ願出候処、延命奥印無之ニ付御取用無之、願書御返被成候由承及申候、依之本文之通此段御糺之儀奉願候儀ニ御座候 以上

(上)

羽「不明」院

一 從御公儀様被 仰出候儀ハ不申及、一派之宗法相寺可被申候事

一 喧嘩口論、悪敷場所へ立入申間敷候、何事ニよらず徒党ケ間敷義致間敷候、若其所之者ニ相背候ては身分難相立抔ト心得候輩も有之候得共、後日從御公儀様之御沙汰（外聞カ）ニも相抱り候得共、却て身を損院跡退転之基、一派之涯分ニ相成、不本意之至ニ候間、如法実躰ニ可被致候事

一 入峯修行相勤候年号并御補任何通申請候、右之書面集會之砌差出可申付候、年始御日見等節指遣ニ相成申候間、無相違差出可被申候事

一 前々は從俗家縁組致、注連切・麻渡等授ケ候儀是迄仕来り候得共、往古ト違ひ人情猥りニ相成候間、両山申

後山組

一乘院

一同 三月廿八日 観行院弟子 観教
一同 四月七日 庭場 源光院弟子 寛親

新穂組

光学院

七五三渡覚

吉井組

行徳院

杉之浦 勝蔵院嫁 神子 伊勢宮
羽茂本口 万徳院嫁 神子 花守

酉年始御礼覚

羽茂組

金剛院

前新保 持明院妻 神子 伊勢若
不動院妻 神子 宮守
同院嫁 神子 宮衣

後山組

不動院

五人

勝蔵院道場ニておゐて麻渡九月四日相済申候

新穂組

万福院

検僧 観性院

吉井組

万法院

一三月五日より十一日迄泷手村薬師堂開帳相勤申候、検
僧相川法教院

酉年番役

法教院

一二月廿一日年号改元有之て、為嘉永之旨被仰出候
右之趣可得其意者也

目見覚

目見 正月宗門節

同 同 真浦 焯ノ 万福院弟子 行山 教法院弟子 祐善

申三月

奉行所

一青山下野守殿御事、願之通り御役御免被 仰付候

乍恐書付を以謹て言奉願上候扣
 佐渡国雜太郡後山村大宝院御願奉候、拙僧儀多年 御
 直末昇進之心掛ケニて、本寺同国同郡川原塩屋町千手院
 へ相願、去々申年離末之一札申請候、依之早々上京仕度
 奉得候処、長々足痛相煩行步難相叶候二付、昨年代僧を
 以右之段奉願上、当年は 宮様御入峯之由被為仰聞候二
 付、拙僧直登之上院格等御引直候義ニて乍恐御入峯御供
 をも御願申上度、既ニ昨年五月代僧を以途中迄差出候処、
 是又病氣ニ相成引返し、彼是仕候内秋更冬渡海ニ相□候
 二付、無抛差扣当年ハ是非直登御願申上度種々療用相如
 へ候得共、何分歩行致得不申、依之不得止事代僧を以奉
 願上候、何卒格別之御憐愍を以直院昇進御聞濟之上、院
 格御引直被 仰付被下置度奉願上候、幾重ニも宜御取計

(九)

御卒番 立野村 仙龍院 ㊦
 御役所
 相川 御役院様

(十)

之程奉仰候 以上

天保十年亥六月

佐渡国雜太郡後山村

願主

大宝院

住心院殿御内

小嶋治郎法眼様

小嶋大進法橋様

内藤兵部法橋様

弘化五申年	青木村
法中記録帳	
正月吉日	年番袈裟頭 教法院代

申年組頭覚

羽茂組

金剛院

後山村

一乘院

普賢院

源性院

法勸院

不動院

觀行院

宮浦村

中央院

三宮村

実明院

畑方村

持明院

小倉村

金剛院

大福院

正寿院

大久保村

大行院

法中惣代常学院様
年番役 正善院様

判

判

判

判

判

判

判

判

判

判

判

判

判

判

判

判

判

(八)

〔相川町
平清水後藤家文書〕

差上申一札之事

小方村

真護院神子

三嶋申五十一才

指添雇小もの

高瀬村

清左衛門申四十五才

右三嶋長々濕病相煩ひ候ニ付、此度越後栃屋毘へ湯沼ニ
差遣し度奉存候間、当中六月切小木御番所へ出御判被下
置候様奉願上候、然上は右之ものとも他国出中いカ様之
儀御座候共拙僧引請、聊以御苦勞筋相懸申間敷候、依之
御請合之一札書以願上候 以上

天保七申年四月

小方村真護院代

とも、当山方にてハ袈裟頭と相唱来候故、御奉行所御礼席本山方觸頭よりハ一応ニ相進候儀、御末派之外聞「欠」不宜奉存候ニ付、常学院先年役院之節、同席之儀願詰候処、袈裟頭と相唱候へハ可為同席旨御沙汰ニ付、則夫より袈裟頭と書上来候間、是又一派之規模と被為思召上——御聞濟被下度御願上候、前段金剛院先年退役之節、右院より御本山方へ越訴仕候処、御役僧様御三名之御返翰御差下し御座候処、同院取隠し差出不申、其後歛性院頭職之砌、当野平村定光院看坊入峯修行出判願役院調印不仕、歛性院より越訴申上候節之御返翰等をも同様取隠し罷在候事故、在法中不弁之もの心得違ひを生じ候儀ニ成行、法中末々混雜之基とも奉存候間、何卒御慈悲を以以後法中より御願筋都て頭職役院連印無御座分ハ容易ニ御取用無御座様被仰付、并御返翰御差下し之時、右頭職役院兩名へ宛御遣し被下候へハ、相川自然と二和仕、銘々勝手筋不申上様罷成可申奉存候間、何分右之段々御聞濟奉願上候、偏御慈悲奉仰上候 以上

文政十三寅年八月

佐州相川

役院四ヶ院

当年番

住心院様

常学院

御役所

(七)

再応奉願上候覚

今般拙僧共左拾四ヶ院奉願上候処、在々御拂末之内三拾石代錢之儀は五分□□代五分通、来とし三月限り皆上納可仕候間、願上被下候様仕度奉存候所、先達て御公儀え願上之節、御上之御しかりを請候趣にては、何分願書奥印形致指上候儀は不相成趣被申渡、尤至極ニ奉承知候、然処左拾四ヶ院之者共必至と難渋ニ付、恐をも不奉願再応奉願上候、何分此度之儀は奥印形致被下候様御憐愍奉願上候、然上は猶又此錢右兩度之分共ニ壹錢成共貴院方へ御難儀相掛申間鋪候、若其節ニ至り差滞申候ハ、左拾四ヶ院御公儀表え此書を以御呼被成如何様之御答被申付候共、猶又其節ニ至り貴院方少も御うらみ申上間敷候、為後日一札相渡し申上候 以上

天保四年巳年十一月

本山方修験

院ニ御取置被成候処、拾五ヶ年以前不調法有之、於御上頭職退役為致候金剛院を亦候役院加印之上頭職ニ願置候段如何之旨御糺ニ付、則前書在法中頼て申聞候ニ付、最早改心をも致候儀と差心得、其儀泥調印仕候段ハ全恐入候旨別紙之通書面奉差上候処、同月廿七日四ヶ院御呼出有之、其折柄常学院病氣ニ付、殘三ヶ院罷出候処、当役院之儀ニ付、常学院とも罷出候様被申渡候仕、翌廿八日四ヶ院とも罷出候処、寺社御懸りより小倉村金剛院儀ハ対御上不調法有之者ニ付、頭職等ニハ不相成もの、然は同人願筋等御取用ニ難相成、此度迎も於御役所ニ頭職退役可申渡儀ニ候へとも、格別之誤を以役院へ差下遣し候間、右役院之廉を以急度退役為致べき旨被申渡、尤自分之非をも不顧、右躰願筋等致し候ものニ候へは、自然其院共之申付を不取用候ハ、其段可申上候、於御上急度可申渡段被申聞、依之七月晦日右院呼出申遣候処、病氣之趣相断、代僧欲性院并在法中惣代畑方村福寿院罷出候ニ付、右之趣申渡、則別紙之通請書取置、同月四日法中一同集会之上跡頭職可取極ニ付迴逢いたし候処、組々惣代として拾四ヶ院罷出、則評決之上羽茂本郷万徳院へ頭職取極、翌五日右御届書面差出候処、右院并役院被呼出、跡役願之通被仰付候間、其旨可相心得、依之先達て金剛

院より指上候訴状御下ヶニ相成候間、可得其意、尤右書面文段之内急度顯しハ不申候得とも、先年金剛院退職之儀并役院相立候儀とも、都て四ヶ院之もの取拵相願候趣ニも文面相含有之、以之外心得違ニて、同院退職は勿論、役院御立置之儀とも御上に思召寄有之中渡候儀ニ有之間、此末右躰心得違ひ違論仕間敷旨御利害被 仰聞候儀ニ御座候処、此程内々承り候処、矢張金剛院同意之族跡頭職万徳院を申進、当御奉行所を手越しニ致、御本山表へ右役院之儀を始諸事取拵訴状差上候趣風聞有之、誠以御賢察之程奉恐入候間、爰元御奉行所ニて役院御立置之始末急度乍御届一応巨細之誤奉申上置候間、在法中之僧侶右躰嫉妬偏執不仕、法中相立如法ニいたし合候様御慈悲之御談奉仰候、左も無御座相立隔意ケ間敷有之候てハ御末派之恥辱ハ乍恐御本山之御為とも不奉存、第一銘々院跡衰微之基と奉存候、既ニ今般何事を相企候哉、在法中一向無弁もの迄申進、金錢等取立候趣も粗相聞候付、敷ヶ敷奉存候間、此段幾重ニも御憐察奉願上候、且役院之儀、是迄ハ在法中頼ニ寄相川法中惣代といたし、諸願加印致来、御本山へも加印之趣申上候へ共、前文御奉行所ニてハ、相川役院と御立置御座候間、以後左様御聞濟被下置候様奉願上候、猶又頭職之儀も先年八年番頭と唱来候得

中不締ニ付相川四ケ「欠」役院相勤、諸願向等都て不埒無之様取調、加印を以為願出可申段當於御奉行所ニ被仰付候ニ付、是迄右通り相守、勿論其砌 御本山表へも奉申上置候儀ニ御座候、然尨當年番袈裟頭役之儀右金剛院へ仕度旨在法中之内申出候ニ付、四ケ院之内より申聞候ハ、右院儀ハ先年御公儀表より退役被申渡候事ニ付、自然此「欠」な有之候てハ、再度之外聞ニも相拘、第一對御上恐人事申談候尨、何角意趣ニても有之差拒候様、悪敷推察仕候躰、何とも氣之毒之至ニ付、在法中申旨ニ任、勿論最早年歴も押移り、金剛院儀及老年ニも候へハ、改心も致候儀ニ差心得、則頭職ニ仕候尨、全金剛院を當年頭職ニ相立候儀ハ同院并在法中之内、右院之荷担之もの深存意有之様子、右訳ハ拾五年以前「欠」被召放候砌より、相川役院御立置被相成候事故、右一件何角四ケ院より中起し、金剛院退職為致役院御立置相願候様心得違ひ、年来四ケ院へ意恨を含蓄候様子、其外在法中之内神子職伊勢宮・伊勢森抔と唱へ候もの、俗家へ縁組等いたし候族ニケ院有之、亦ハ入峯修業いたし、或ハ看坊職等ニ相立候ものを無謂無躰ニ離縁いたし候儀とも、既ニ右神子職之もの俗家へ縁組為致候積ニ「欠」

「金剛院承知之上俗名ニ改替候儀とも相承り、右等之

儀ハ御本山御宗掟ニも相背、自然御奉行所より御察度等御座候てハ不容易儀、亦々金剛院頭職之差障りニも相成候てハ、弥々同人汚名ニも相成、当人共御咎之程も難斗、第一当山派又ハ俗家等之流布ニ預り候ても、派之恥辱と奉存候ニ付、是等之——風儀「欠」如法躰ニ可為仕旨金剛院へ談合候尨、頭職「欠」居候儀を差紛候旨、却て憤り、矢張意恨ニ含蓄候躰、何とも不本意之至歎ケ敷儀ニハ奉存候得とも、強て申争候へハ矢張一宗之外聞とも存、夫成ニ見合置候尨、同院儀、在々重立候法中并前書不埒相働居候もの相かたらひ、四ケ院へ可応懸合ニも不及、役院御立置ニてハ法中指支御座候趣数々取拵、其外当春金剛院儀法中規定書を致置度旨當役院常学院へ申聞、口々ケ條書下書為相認、却て此儀を役院限りニて日論見候抔表裏之義とも訴状ニ相認、当六月廿六日御奉行所へ差出候由、則七月二日役院四ケ院之内常学院・教學院御召出之上、寺社懸りより被申聞候ハ、在法中より其院とも役院御差止メ被下度願出、右訳ハ願事之節数日日間為取、亦ハ過分之飯料等も取趣申立ニ候間、拾五ヶ年以前役院御立置之頃より之訳、并飯料定等巨細可申立段被申渡候付、則別紙之通答書相認差上候尨、同月十二日昨今兩役院御呼出之上、其院とも為御取締之役

畑本郷

一八月五日願 伝次郎 三十九才

舟場赤泊り

一同 喜左衛門二十九才

同

(五)

一去四十一ヶ年以前寛政元西六月 御奉行飯塚伊兵衛様
御在勤之砌二四度御祈禱相勤ム

乍恐以書付御答奉申上候

拙僧共此度為諸金銀山繁榮御祈禱相勤度義書付を以御届
奉申上候処、先例ニても有之哉之旨御尋之趣御尤奉存候
二付、御答奉申上候、去ル天明二寅年十月青盤・雲子・
中尾三ヶ所鎮守別当えは勿論、市中当山方一同え相談仕、
右鎮守借請御祈禱相勤度趣以連判奉願候処、願之通被
仰付難有仕合奉存候△其後廿五ヶ年以前文化二丑年十月
御届奉申上候処、其節も被仰付御祈禱相勤候先例も御座

候間、此度之儀も任先例相勤申度志願ニ御座候、右御尋
二付御答奉申上候 以上

文政十二丑月五月

本山方修驗

大福院

正善院

教学院

法教院

常学院

⑩ ⑪

御奉行所

(六)

——文政十三年八月

〔相川町平清水

後藤家所藏文書〕

乍恐書付を以奉願上候

佐州相川四ヶ院之もの奉申上候、当年番袈裟頭小倉村金
剛院儀、拾五年以前子年右年番役相勤候砌、奉対 御公
儀不調法之儀有之頭職被召上、其節拙僧とも御召出、法

金剛院 養子

吉兵衛年卅九才

未二月廿九日願 舟場赤泊り

千本村次郎吉三男

重太郎二十六才

正善院飛脚 舟場泊湊

三月

後山村

法動院後家

未三月

いち 五十九才

下八幡村 半三郎四十六才

看病人

赤泊り

同村 不動院神子

未三月

内宮四十九才

さしそへ 下八幡村

伝兵衛四十才

赤泊り

井内村

未四月

本明院

善光寺村 久兵衛

看病

舟場松ヶ崎

金丸本郷

觀性院

六月十九日 弟子門 受 三十一才

舟場赤泊り

杉野浦村

勝藏院 弟子

秀元 二十三才

同

羽茂本郷

万徳院 弟子

広道 二十五才

同

右三人共四月十九日願 月切九月舟場・赤泊

五月七日改出判

後山村

法勸院

右之者三人共

看主教山

帰国仕候

母 いち寅五十四才

指添人 瀉端村

次郎左衛門

寅六十三才

三拾貳貫村

定光院看主正名

母 きよ寅四十二才

三人共舟場・松ヶ崎、月切八月越後湯治

五月七日改出判

十月朔日婦

相川大工町

法教院

同町

雇小者供

供之義八末々婦候

式人

十月切舟場小木町 京都御用ニ差遣し候、供雇小者来
卯年四月迄月延ニ成候

吉井上町 光相院弟

栄藏寅三十才

右之者五ヶ年以前出判、年限故当寅十二月又五ヶ年来
未年迄年延相叶候

瀉上村福正院弟子

栄順寅廿六才

右之者出奔仕候ニ付、文政元寅十一月四日ニ御奉行所
へ御届、則三十日尋

後山村・乗院弟子

円信 寅三十才

右之者出奔仕候ニ付文政元十二月四日御奉行所御届相
済、三十日尋被仰付

未年覚

未年より酉年迄三年切身上稼ニ遣候

一 老ッ 大学院
 一 老ッ 光学院
 一 老ッ 法教院
 メ七ッ

出御判之扣

当寅より午年迄五ヶ年切
 身上稼ニ差置申候

吉井上町 光相院
 同人弟幸吉寅廿五才
 寅二月十二日願

相川丸山教学院住持
 一 婦国仕候 庸 延

矢柄茂佐 雇小者共
 メ式人
 寅三月廿四日願
 九月迄月切小木番所え

大野村光学院神子
 一 婦国仕候 宮 森

供雇小者相川大工町

惣 吉

寅三月廿四日願
 月切六月迄
 メ式人

後山村觀行院神子

四月十三日願 雇小者同村
 ひ な寅三十八才

七月切舟場・赤泊
 藏之助寅三十八才

後山一乗院妻
 一 婦国仕候
 し ち寅三十五才

大久保了行院妻
 一 婦国仕候
 う め寅四十二才

宮浦中王院神子
 一 婦国仕候
 嶋 森寅三十五才

(四)

文政五年
法中書形覚帳
三月
年番役 法教院

一 住職遣月御礼明王院
 弘化三年 長善院代

一同 宮嶋 明王院妻 伊勢森

一同 同院娘 宮森

一同 同院娘

一同 定光院妻 三嶋

一 教学院妻 宮若

一 宮守

一巻ツ

一三ツ

一二ツ

一巻ツ

一巻ツ

一三ツ

一三ツ

田中村 万宝院

伊勢若

さしそひ

文珠院

宮森

妹きよ

福寿院

妻まん

後山 不動院

神子宮若

源光院

妻はる

娘いね

宗学院

神子三嶋

その

次郎吉

光学院

神子伊勢宮

一再入峯 同 周寿院
法光院

弟子目見 堂釜村 大聖院弟
聖山

後山 不動院

弟子 峯際

竹田 長善院娘

宮若

目見 德和村常楽院妻

神子伊勢森

授与法楽 勝藏院注蓮「一」

目見 羽茂知万徳院妻

神子花若

右同断 直注蓮

本学院

初入峯補任四通

直昇直 くりカへ 定光院

同 権大官彦通 後山 大宝院

同 三通 小倉 金剛院

同 新保 持明院

同 三通 八幡 文珠院

同 大久保 大行行

八月廿九日 住職相濟 御礼無之

くりカへ 定光院・大野 光学院・小倉 金剛院・八幡

幡 文珠院・大久保 大行院

一本山御奉書五通

一明王院証文彦通

一法教院預り銭証文彦通

一勝藏院証文彦通

一持明院同

弘化二巳年 万徳院代

弘化三年

目見へ 法光院

弟子水 順

一七五三切 い徳院養女

豊 盛

同 光□院妻

伊勢宮

法教院嫁

僧都御補任彦通

泉村 光正院看坊

光 玄

年番 後山村觀行院代

入峯四人

御補任 四遍

福寿院

同 三遍

源性院

同 四遍

本明院

同 八遍

金剛院

金剛院代目見相濟候

一寅三月

源性院

神子山城

一寅三月目見相濟候

大聖院

弟子門盛

天保三辰年入峯

定光院

長善院

金剛院

明王院

五人

持明院

天保三辰九月

正善院神子

伊勢宮

天保十五年三月

一日見之相濟

源性院

弟子源 政

同

法教院代

一日見之相濟

後山村 大宝院

辰三月

弟子春 方

法教院

一乘院代

同

持明院

三月目見之相濟

弟子榮 浄

法教院代

初入峯相濟申候

天保十五辰年

同 万福院

同 教学院

同 大聖院

同 相川 大福院

文政八四年三月
定光院看坊
定覚

新保村

持明院看坊

文政八四年
千明

後山村

不動院神子

同年
宮

同村

宝道院神子

同年
宮若

北新保村

教学院神子

同年
宮森

当野平村

定光院看坊

同年
玉明

後山村

源性院 弟子

同年
源貞

吉井

同年
妙楽院看坊
教順

北方

一乘院神子

同年
富若

是迄光学院代

文政九戊年

年番改 万徳院代

当野平村

定光院神子

同年
千世若

上山田村

金剛院弟子

同年
通賢

觀性院住

宗元

初人峯
千手院看坊

仙教

梅本院後住

同
秀善

- 一 本明院書付三本、右同時二相返ス
- 一 大楽院書付一本、右同時二相返ス
- 一 梅本院書付式本、右同時二相返ス
- 一 福正院書付一本、右同時二相返ス
- 一 常学院院代届ケ書付一本、右同時二相返ス
- 一 明元書付一本、右同時二相返ス
- 一 教学院、寛政二年書付一本同時二相返ス
- 一 法教院法中へ入置候書付皆相返ス

右ハ皆宗門惣会之節ニ御座候より三月十六日

- 一 龍明院 年番役
- 一 吉祥院 法教院
- 一 法光院

本山役所より御状式通、法教院入峯三度相違無御座候

文政六未年

入峯人

- 觀性院 勝藏院 大光院 定光院 觀行院 光学院
- 万徳院 不動院 源光院 威徳院 上光院

拾老入

年番 長善院

文政6未十一月十五日

- 勝藏院
- 大光院
- 源光院

住職御目見相済申候

年番 長善院代

文政申年(七年)年番役 教法院代

御本山御祝儀金、直院百銅、末院四十八銅毎年宗門之節年番役へ相納候事

宗旨帳面定は毎年三月十三日は相定メ候事

毎年御奉行所御礼觸付人欠座有之方ハ過料老貫五百文出候事

入峯人

宗学院

住職御礼済

- 一 乘院
- 龍明院
- 吉祥院

栗野郷三拾貳貫村

相成候ニ付、巨細申上候、右理寛儀は、当国当山方修驗柴町和光院ニて出生仕、其後入峯ニ罷越候節官金等遣捨申候ニ付、官職等も不仕帰国仕候処、親類共不埒之段申聞、則院跡追拂出切 御判ニて他国為致候、然共類家多事、殊更病身之者故他国住居も不致得、依之度々借名ニて渡海仕、此度之儀は金錢之貯も無之、小木漆宿拂等始差支当惑ニ付、相川表へ罷出類家之者えも歎候ハ、少々も合力致呉候哉と差心得、小木漆より罷出候得共、一向類家へも今更立寄兼、野宿等仕候由、然共盜争之儀も無之、最早身置所なき儘山中へ引籠自滅相待候との事承候得は、不便之至ニ奉存、誠此度類家之者共取合不申候ては、眼前ニ見殺候様不便ニ奉存候、忝人助命之儀は功德無量之本文ヲ相考へ見候得は、難捨置、然共右ノ和光院始親類立会、此末世話仕候事相成不申候ては困窮之拙僧老人ニてハ何分引請兼、歎敷奉存候付、右願書ニ請印之者相談致呉候様被 仰付之上、右理寛拙僧共之御預ケ被下置候ハ、看病仕全快次第出御判願上、已来当国之渡海等無之利解申聞、他国為致可申候、万一養生不相叶相果候ハ、右親類共貫定ヲ以取納可申、然上は 御公儀様之相抱御苦劳成義も有之間敷候間、何分ニも親元・類家之者御召出之上引請候様御利解被 仰付被下置候ハ、

難有奉存候、左様無御座候ては、夜具等之儀も拙僧より差出候義相成不申、拙僧儀は親類ニてハ無之様奉存、右之御憐愍奉仰候 以上

文政元寅年十一月

御奉行所

(三)

文政五年年
諸用日記帳
三月吉日 年番 法教院始

覚

一 両惣代之儀、当年より忝人は二年相務候事相談一決相定申候、尤当年より両惣代之二季出峯用捨可仕候、右之趣文政五年三月宗門会之節治定仕候 以上

一天明三卯年九月、新保村万室院書付式本、文政五年年三月相返ス

被下候様奉願候

一 例年宗門帳之儀千手院方之銘々相納、精々吟味之上

御役所之差上申候、然所当年分帳面千手院之無構て、

金丸村宮にて銘々帳面を引取、千手院方之相納可申候

一 御公儀様より諸觸等之儀大行院千手院ニ被仰渡候趣觸

出シ候処、何れニ留置候哉惣修験へ觸状相廻シ不申、

末千手院方之相返シ不申候、此儀甚不埒之至ニ奉存候

一 当春年頭御礼座列之儀ハ惣修験順番を以御礼為相勤候

様申渡、人別相究候上にて座列書付差上申候、然処去

十二月羽茂村本郷万徳院名前にて印形仕座列指上申候、

先格相背ニ付看坊延命座列書付願下シ候処、万徳院之

印形にてハ無御座、何れ之判ニ御座候哉相知レ不申候、

右之書付拙僧所持仕罷有候、全牒延命義年若ニ候故蔑

ニ仕候様承知仕候

一 千手院看坊延命、当十一日 御役所寺社溜りニ相詰申

候処、畑方村万福院他因出 御判願具候様申之候、延

命申候ハ取込候間差扣候様申候得ハ、弥不相成候ハ、

書付致相渡候様申候、依之出 御判之御太切之儀ニ御

座候間、軽々敷不相成候由申渡候

一 右万徳院儀ハ本山修験惣代ニ致度旨ニ付、去ル八月千

手院奥印にて奉願候処被仰付候、就夫以来如何之存寄

二 御座候哉、村々ニおゐて地藏堂又ハ宮杯工寄会等数
度惣修験中へ觸状等度々相廻シ、千手院之ハ一向合
不申候、觸頭之印跡をも籠略ニ仕、心底無心元奉存候、
如何様成儀を徒党仕候哉、被 御召出之御糺明奉願上
候

右御尋ニ付書付を以奉申上候 以上

天明三卯年三月

上相川差添

常学院 判

本山方觸頭

千手院看坊

延命 判

御奉行所

(二)

乍恐書付を以奉願候

武州大宮宿

大乘院弟子

理 寬

右之者、此度渡海仕 御国制不相守ニ付、牢屋御預ケニ

- 五 明らかに誤りと思われる部分(千子の誤り、同一文字が誤って重複しているもの)や疑わしいものは原文のままとし、(ママ)(欠カ)などの傍註をいれた。
- 六 虫喰い、破損部分、難読の部分は相当字数を□で示し、字数不明の場合は「□」で示した。しかし、故意に空白にしているものは、そのまま空白とした。
- 七 原文には句点はないが、読みくだしやすくするため、適当に句点をいれた。
- 八 地名・人名・職名など、二箇以上併記してある場合には中黒丸(・)を打った。
- 九 敬語のための欠字、改行はすべて一字欠字とした。

注

- 1 宮本袈裟雄「佐渡の里修験とその展開―神仏分離前後を中心として―」『里修験の研究』一九八四年 吉川弘文館
- 2 宮本袈裟雄「修験道と巫女 佐渡の修験道所属巫女を中心に」桜井徳太郎編『日本宗教の正統と異端・教団 宗教・民俗宗教』一九八八年 弘文堂

- 3 神田 より子「巫女の生活誌―陸中沿岸地方の近世資料から―」『民俗宗教』第一集 一九八七年 創樹社
- 「巫女の生活誌(II)―羽黒山正善院近世資料を中心にして―」『民俗宗教』第三集 一九九〇年 東京堂、
- 『神子の家の女たち』一九九二年 東京堂
- 4 柳田国男「神子の夫、修験の妻」一九一三年、後「巫女考」に収録『定本柳田国男集』第九卷 築摩書房
- 5 内閣文庫藏「佐渡国当山派修験神子一件」文政二年
- 6 藤田定興「近世修験の宗教活動行為理解に関する二・三の考察」『福島県歴史資料館研究紀要』第八号 一九八六年、『埼玉県史 資料編 一八 宗教』など
- 7 萩原龍夫『巫女と仏教史』一九八三年 吉川弘文館

(一)

乍恐書付を以御返答申上候

杉野浦勝藏院、四年以前入峯出世仕度觸頭役千手院之願出候ニ付、吟味之上本寺表之添鑑相渡、則千手院之奥印形を以出 御判奉願入峯相調申候、然所此度羽茂村万徳院之奥印ニて院跡相続之儀千手院え届ケ等も不仕願出候儀不法之至ニ奉存候、右万徳院被御召出御糺

ところが一方では、同じ修験道に所属していた巫女と言っても、旧南部藩にいた巫女と佐渡の巫女では大きな相違がある。つまりその実態は地域により大きく異なっているということを、宮本氏の論文で知ったのだった。これらの巫女は修験道に属してはいたが、その組織内の最下位に位置付けられていたから、地域ごとの組織の都合と同時に地域社会の伝統や文化を修験者より以上に体現していることが多い。同時に女たちのもつ伝統文化が、巫女を通してはつきりと見えてくることもある。こうした理由から、宮本氏が論文に書かれたことのもっと先を知りたいと思うようになった。

そしてもうひとつは、一九九二年末に新潟日報の「研究室から」というコラムに次のように公言した。

「明治大学教授だった故萩原龍夫先生が書かれた『巫女と仏教史』¹⁾という大著の、後編を書いてみたいということがある。明治大学の学生でもない私に萩原先生は手取り足取りさまざまなことを教えてくださった。その学恩のひとつも返せないうちに先生は亡くなられた。生前最後の仕事となった『巫女と仏教史』の一部が、中世期に熊野から佐渡に渡った熊野比丘尼たちであった。中世の巫女の実体が解明されたあとに残るのは、近世の巫

女の姿なのである。」

以上が本資料の翻刻を活字化したいと思いついた私の内発的な願いである。同時にこの資料の活字化により、もっと多くの資料が日の目をみることになってくれれば、という願いもある。

凡例

一 ここに取り上げる資料は、佐渡相川町史編纂室が収集した修験の文書である。判明しているものはその所蔵者を各文書の初めに「 」で示した。

二 文書の配列は年代順とし、年代が不明のものは最後に置いた。

三 用字は原則として原文のままとした。ただし「佐渡江」は「佐渡え」、「佐渡⁵」は「佐渡より」、「佐渡ニ面」は「佐渡にて」、「何茂」は「何も」、「然者」は、「然は」のように書き直し、「而已」
「歟」「哉」はそのままの字体とした。また原文に「構」「宜」「亘」とあるものは「構」「宜」「事」と改め、また変体仮名も普通の仮名に改めた。

四 当て字は原則として改めなかったが、とくに難読のものには正字を（―カ）と傍註した。

佐渡に残る修験資料 (一)

神田 より子

資料翻刻に当たって

本資料は佐渡相川町史編纂室が収集した修験の文書である。武蔵大学の宮本袈裟雄氏は「佐渡の里修験とその展開―神仏分離前後を中心として―」⁽¹⁾、そして「修験道と巫女―佐渡の修験道所属巫女を中心に―」⁽²⁾という論文を、この資料の一部を用いて発表された。

筆者は一九八二年から、岩手県陸中沿岸地方の修験道所属の巫女の研究を行っている⁽³⁾。昨年来新潟県の当校に職を得て、はじめに手を付けたいと考えたのは、近世期の佐渡の巫女の研究であった。ひとつには前記の宮本氏の「修験道と巫女」に触発されたことである。

宮本氏も前掲論文で述べておられるが、佐渡の修験道所属の巫女が一躍有名になったのは柳田国男が紹介⁽⁴⁾した文政二年(一八一九)の「佐渡国当山派修験神子一件」⁽⁵⁾という文書である。これは佐渡吉井上町当山派修験蓮

華院と同町吉田家配下神明社人土田長門との間でおきた争いが原因になっている。「神子」をめぐる争い、当山派配下の修験と吉田神道配下の社家との間で争いがおきたのである。

実はこうした神子をめぐる修験と神道吉田家との争いがおきたのはこれが初めてではなかった。寛文年間には奥州本山派岩城年行事上之坊と、吉田家配下の社家との間で、巫女をめぐる争いがおこり、相互に取り決めがなされた。そしてこの取り決めを遵守するようにと、寛文三年(一六六三)には修験本山派は聖護院の名で、社家の側は吉田家の名で、それぞれ奥州各地の修験や社家に入文が出された。さらに寛文六年(一六六六)には幕府からも通達がでており、これらの文書は今も各地に残っている⁽⁶⁾。「神子」という名称で呼ばれた巫女の役割や機能は、修験道各派だけではなく、神道とも区別がつかないくらいに多くの共通点があったのである。